

# 明和町立地適正計画における届出制度

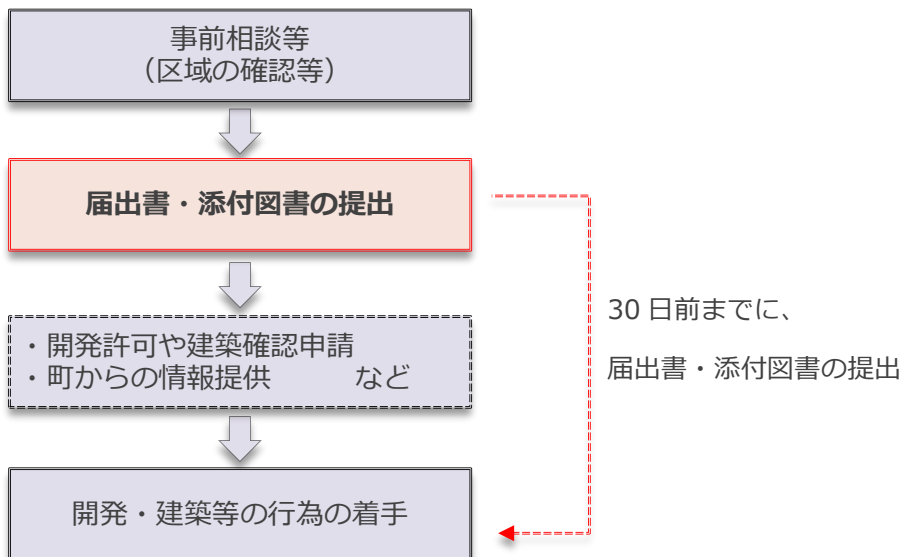
## ●届出制度の概要

明和町立地適正化計画の公表に伴い、都市機能誘導区域外又は居住誘導区域外で特定の開発・建築等の行為をする場合や、都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止する場合は、都市再生特別措置法に基づき、事前に届出を行う必要があります。

- 届出の流れ 1
- 居住誘導区域及び都市機能誘導区域 3
- 誘導施設 5
- I 届出の条件及び内容【居住誘導区域外で開発行為・建築行為等を行う場合】 6
- II 届出の条件及び内容【都市機能誘導区域外で開発行為・建築行為等を行う場合】 7
- III 届出の条件及び内容【都市機能誘導区域内の誘導施設を休止・廃止する場合】 8

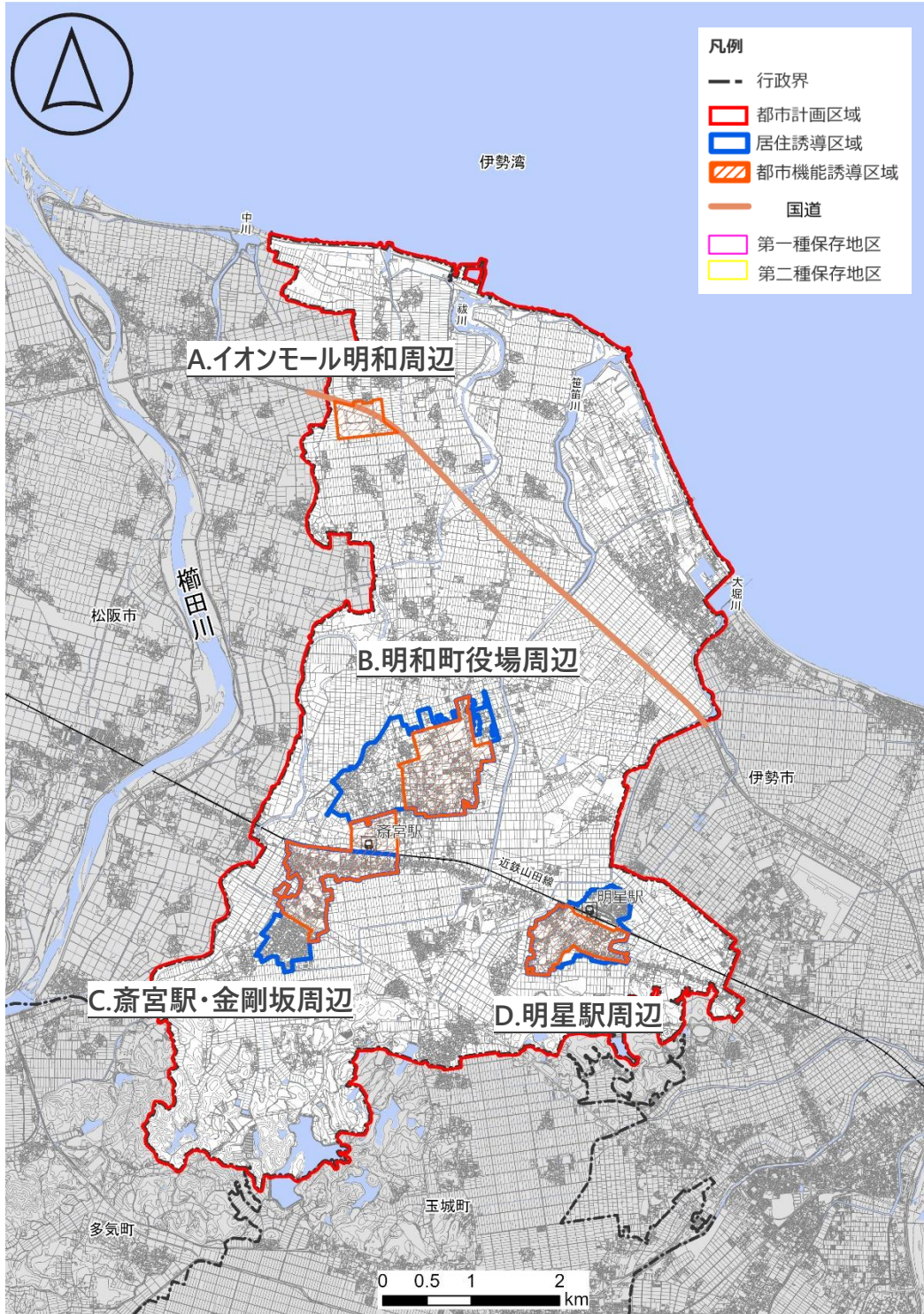
## ●届出の流れ

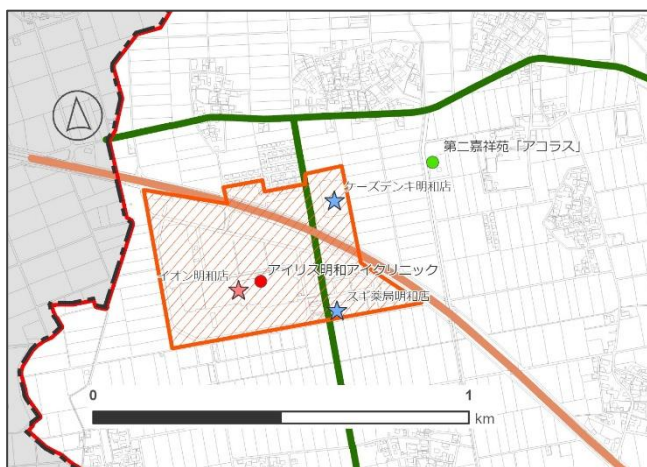
居住誘導区域又は都市機能誘導区域における開発・建築等の行為に着手する場合、30日前までに、届出書・添付図書の提出が必要です。



## ● 居住誘導区域及び都市機能誘導区域

明和町立地適正化計画における居住誘導区域及び都市機能誘導区域は以下のとおりです。

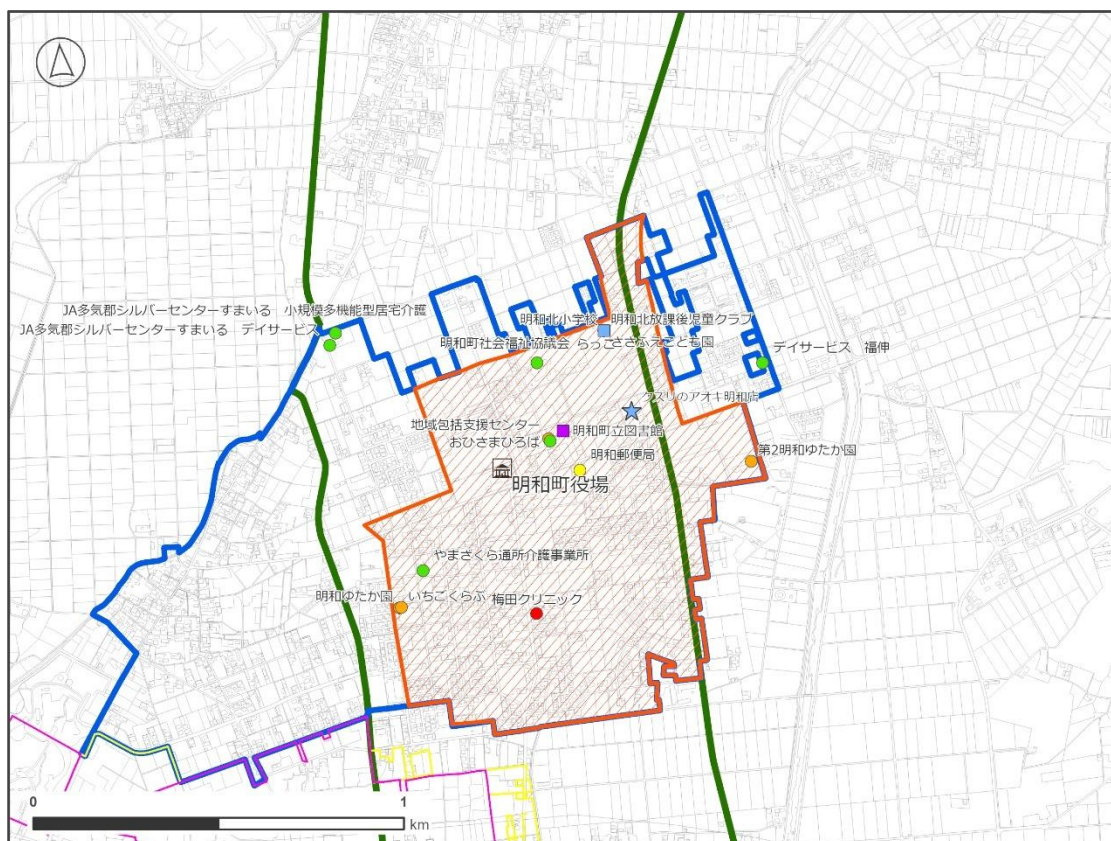




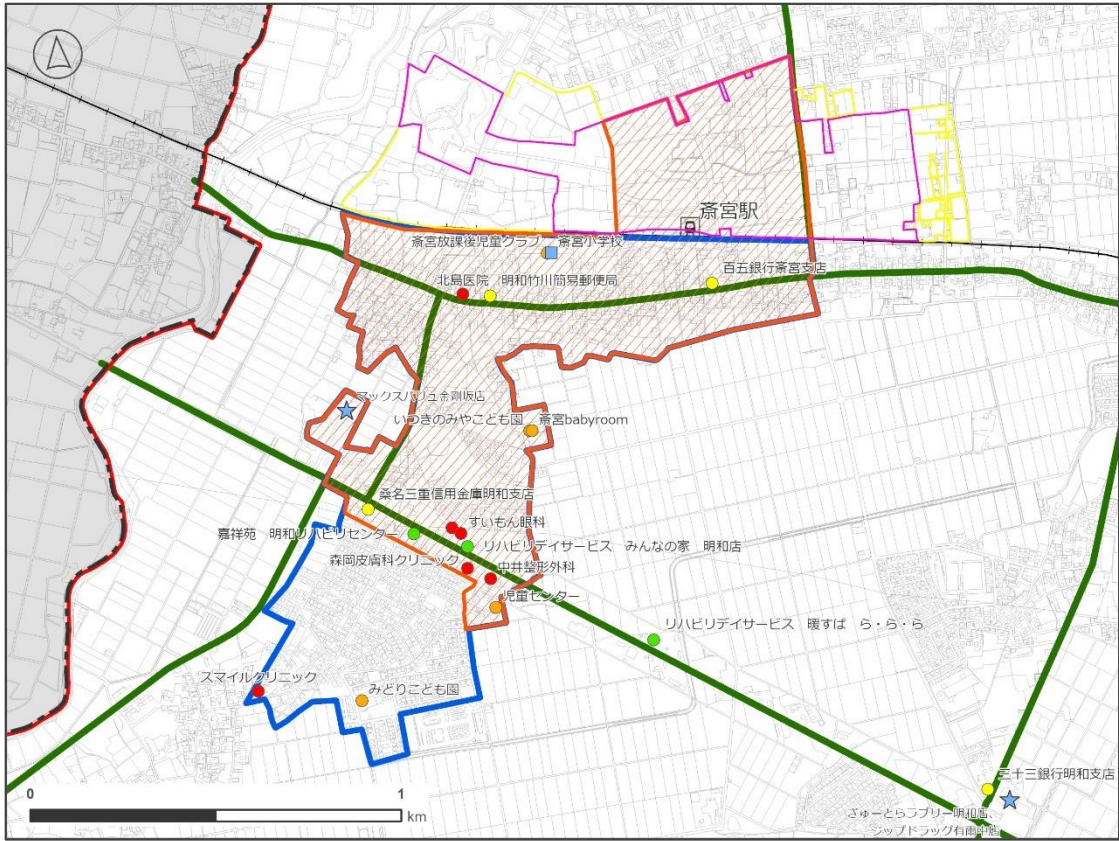
凡例

- 行政界
- 都市計画区域
- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域
- 小学校
- 医療施設
- 福祉施設
- 子育て施設
- 金融機関（銀行・信用金庫・郵便局）
- 図書館
- ★ 店舗面積1,500㎡以上  
10,000㎡未満
- ★ 店舗面積10,000㎡以上
- 国道
- 県道
- 第一種保存地区
- 第二種保存地区

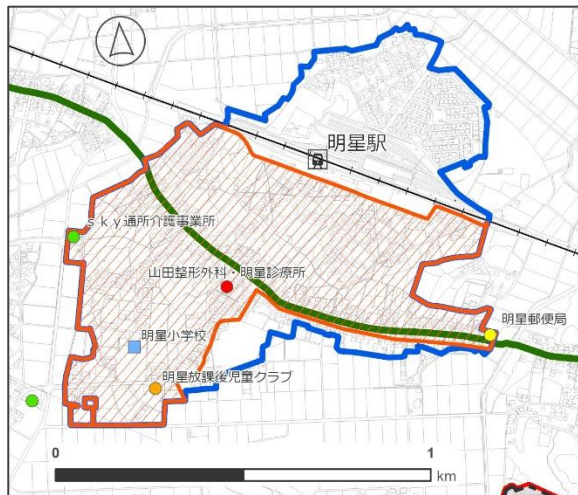
A.イオンモール明和周辺拡大図



B.明和町役場周辺拡大図



C. 齋宮駅・金剛坂周辺拡大図



D. 明星駅周辺拡大図

凡例	
---	行政界
■ (Red outline)	都市計画区域
■ (Blue outline)	居住誘導区域
■ (Hatched)	都市機能誘導区域
■ (Blue square)	小学校
● (Red circle)	医療施設
● (Green circle)	福祉施設
● (Yellow circle)	子育て施設
● (Orange circle)	金融機関 (銀行・信用金庫・郵便局)
■ (Purple square)	図書館
★ (Blue star)	店舗面積1,500㎡以上 10,000㎡未満
★ (Red star)	店舗面積10,000㎡以上
— (Red line)	国道
— (Green line)	県道
■ (Pink outline)	第一種保存地区
■ (Yellow outline)	第二種保存地区

## ●誘導施設

都市機能誘導区域において、届出が必要となる誘導施設は以下のとおりです。誘導区域を設定している拠点ごとに、誘導施設は異なります。

なお、誘導施設の届出は、都市機能誘導区域外に新設する場合だけでなく、都市機能誘導区域内において休止・廃止する場合も必要となります。

都市機能	施設名	誘導区域を設定している拠点			
		A.イオンモール 明和周辺	B.明和町役場 周辺	C.斎宮駅 金剛坂周辺	D.明星駅周辺
行政	明和町役場	—	●	—	—
福祉・ 医療	在宅系介護施設	—	●	●	●
	地域包括支援施設	—	●	●	●
	病院・診療所	—	●	●	●
子育て	認定こども園	—	●	●	●
	放課後児童クラブ	—	●	●	●
	子育て支援施設	—	●	●	●
商業	大規模商業施設 (店舗面積 1,500m <sup>2</sup> を超えるもの)	●	—	—	—
	食品スーパー ドラッグストア (店舗面積 1,000m <sup>2</sup> を超えるもの)	●	● ※用途により面積 の上限設定	● ※幹線沿道地区 のみ	—
	小規模商業施設 (店舗面積 100m <sup>2</sup> を超え、500m <sup>2</sup> 以下)	—	●	●	●
	宿泊施設	—	—	●	—
金融	銀行・信用金庫・郵便局 (窓口機能がある店舗のみ)	—	●	●	●
教育・ 文化	図書館	—	●	—	—
	交流施設等	●	—	—	—

※食品スーパー・ドラッグストアを B.明和町役場周辺、C.斎宮駅・金剛坂周辺に設置される場合もしくは B.明和町役場周辺、C.斎宮駅・金剛坂周辺の食品スーパー・ドラッグストアを廃止・休止される場合は、明和町役場まちづくり戦略課までお問い合わせください。

## ● I 届出の条件及び内容【居住誘導区域外で開発行為・建築行為等を行う場合】

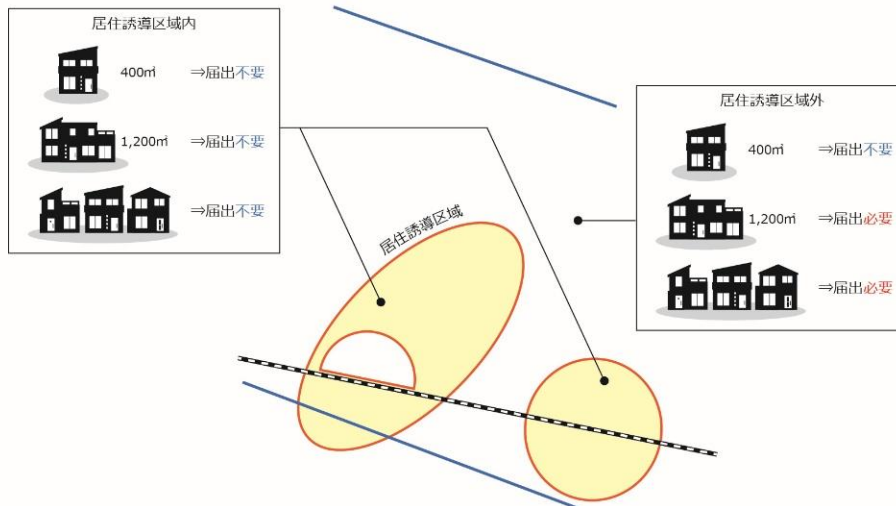
### 開 発 行 為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m<sup>2</sup>以上のもの
- ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為（寄宿舍や有料老人ホーム等）

### 建 築 行 為 等

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合（寄宿舍や有料老人ホーム等）
- ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等（①、②）とする場合

#### ■届出の対象例



## ■届出の様式・添付書類一覧

行為の種類に応じて必要な届出書・添付図書（各1部）を、明和町役場まちづくり戦略課に提出してください。

届出対象位置	届出書様式		添付図書					
			位置図	設計図	配置図	立面図	平面図	その他
居住誘導区域外	開発行為	様式 10 号	●	●				●
	建築行為等	様式 11 号			●	●	●	●
	(変更)	様式 12 号	当初の届出行為に準じ、変更に係るもののみ添付					

位置図：当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）

設計図：開発に係る土地利用計画平面図（縮尺 1/100 以上）

配置図：敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）

立面図：建築物の二面以上の立面図（縮尺 1/50 以上）

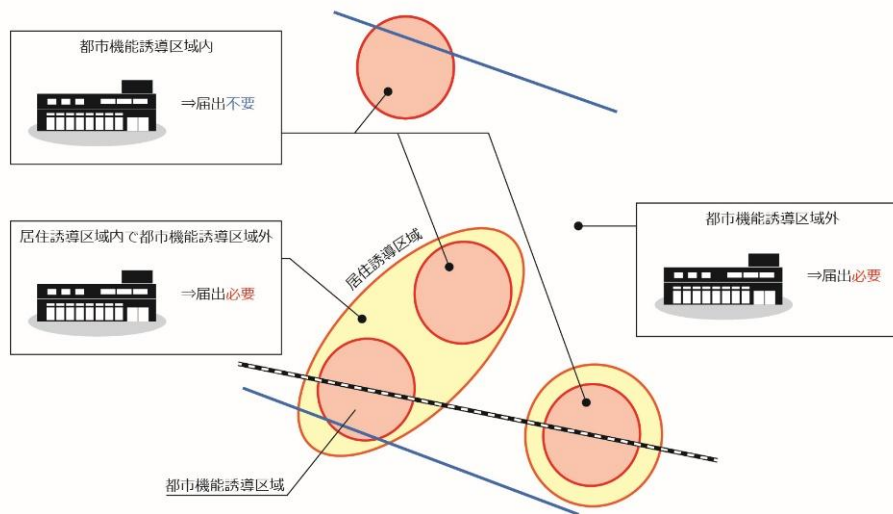
平面図：各階平面図（縮尺 1/50 以上）

その他：その他参考となるべき事項を記載した図書

## ● II 届出の条件及び内容【都市機能誘導区域外で開発行為・建築行為等を行う場合】

開発行為
① 誘導施設を有する建築目的の開発行為を行おうとする場合
開発行為以外
① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合（建築行為）
② 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
③ 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

■届出の対象例（商業施設を誘導施設としている場合）



## ■届出の様式・添付書類一覧

行為の種類に応じて必要な届出書・添付図書（各1部）を、明和町役場まちづくり戦略課に提出してください。

届出対象位置	届出書様式		添付図書					
			位置図	設計図	配置図	立面図	平面図	その他
都市機能誘導区域外	開発行為	様式 18 号	●	●				●
	建築行為等	様式 19 号			●	●	●	●
	(変更)	様式 20 号	当初の届出行為に準じ、変更に係るもののみ添付					

位置図：当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面（縮尺 1/1,000 以上）

設計図：開発に係る土地利用計画平面図（縮尺 1/100 以上）

配置図：敷地内における建築物の位置を表示する図面（縮尺 1/100 以上）

立面図：建築物の二面以上の立面図（縮尺 1/50 以上）

平面図：各階平面図（縮尺 1/50 以上）

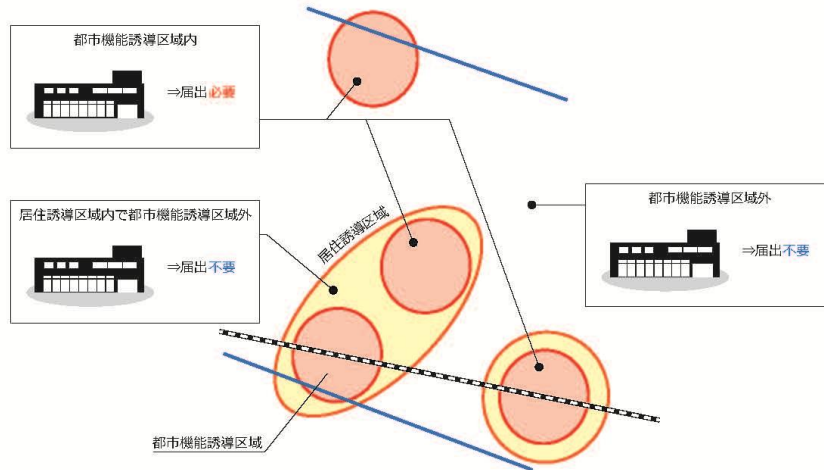
その他：その他参考となるべき事項を記載した図書

## ● 届出の条件及び内容【都市機能誘導区域内の誘導施設を休止・廃止する場合】

### 休 止 ・ 廃 止

#### ① 都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

■ 届出の対象例 （商業施設を誘導施設としている場合）



### ■ 届出の様式

必要な届出書（様式 21 号）を、明和町役場まちづくり戦略課に提出してください。